

垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザル実施要綱

1. 趣旨

本要綱は、垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業にかかる仕様書の目的のとおり、垂井町浄化センターの調整池に太陽光発電設備を導入する事業者の公募にあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業

(2) 事業場所

別添仕様書のとおり

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり

(4) 担当部署

垂井町上下水道課

3. 応募資格

(1) 単独の法人、又は複数の法人で構成する共同体。

共同体で応募する場合は、あらかじめ応募及び事業に必要な諸手続を一貫して、担当する代表法人を定めるとともに、構成法人の役割分担を明確にすること。なお、応募申込期間終了後構成員の変更及び追加はできません。

(2) 地方公営企業法施行令第26条の5の規定により、本件貸付けの相手方となることができる法人であること。

(3) 日本国内に本社（店）を有し、なおかつ岐阜県内に事業所を有すること。

(4) 太陽光発電事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。

(5) 本事業と類似の事業履行実績として、発電出力300kWAC以上の太陽光発電設備の設置実績があること。なお、設置実績については公共団体、民間を問わず過去5年間の実績を提出してください。

(6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を配置できること。なお、資格者名については企画提案書の実施体制に記載してください。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

- ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格者は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(7) 次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 企画提案書の提出日において、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領に基づく入札指名停止措置の対象となっている者。

ウ 企画提案書の提出日において、垂井町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者。又は同要綱別表（第6条関係）に掲げる措置要綱に該当する者。

- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
- カ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項第１号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者
- ク 納税義務者であって、国税又は地方税を滞納している者
- ケ 労働基準法ほか労働関係法令を遵守していない者
- コ 役員（監査役又は監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人等
- ・ 破産者で復権を得ていない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
 - ・ 暴力団の構成員等

４．スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとします。

実施内容	実施期間または期日
公告	令和８年８月１８日（火）
質問受付期間	令和８年８月１８日（火） ～令和８年９月１日（火）
現地見学	令和８年８月２４日（月） ～令和８年８月２８日（金）
質問回答	令和８年９月１５日（火）
参加表明書等の提出期限	令和８年１０月１３日（火）
参加資格確認結果の通知	令和８年１０月２７日（火）
企画提案書等の提出期限	令和９年１月８日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和９年１月１５日（金）
審査結果通知	令和９年１月２２日（金）
協定締結	令和９年２月下旬～３月上旬

5. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書(様式8)を提出してください。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和8年8月18日(火)～令和8年9月1日(火)午後5時まで

イ 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業プロポーザルに関する質問」とし、電子メール送付後、速やかに電話により、事務局(提出先)へ受領の確認をしてください。

(2) 質問回答

回答は、ホームページに令和8年9月15日(火)に、質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、受付期間に到着しなかった質問に対して回答はしません。また、回答に対する再質問は原則受け付けません。

6. 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を各1部ずつ事務局へ提出してください。

(1) 参加表明にかかる必要書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 会社概要書(様式2)【共同体の場合は代表企業のみ】

ウ 共同体結成届(様式3)【共同体の場合のみ】

エ 過去の類似事業実績書(様式4)及び類似事業の契約書等の写し(契約が証明できる部分のみの写しで良い)

オ 登記事項証明書、印鑑証明書

(企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。写し可。)

カ 納税証明書

(企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。写し可。)

キ 直近3期の貸借対照表及び損益計算書

ク 誓約書(様式5)

ケ 現地見学申込書(様式9)

コ 辞退書(様式10)

※様式等は、垂井町公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.town.tarui.lg.jp/>

(2) 提出期限 令和8年10月13日(火)午後5時まで

※郵送の場合は期限内必着です。

(3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送(書留郵便)

※持参の場合は、土、日曜及び祝日をのぞく午前9時～午後5時まで

7. 参加資格の確認及び結果の連絡

提出された参加表明書等を基に参加資格を満たしているか確認し、その結果、企画提案書の提出等について令和8年10月27日(火)に参加表明書に記載されたメールアドレスに連絡します。

なお、参加資格を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できません。

8. 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加資格があると認められ、企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり企画提案書を事務局へ提出してください。

- (1) 提出方法 事務局へ持参又は郵送（書留郵便）
※持参の場合は、土、日曜及び祝日をのぞく午前9時～午後5時まで
- (2) 提出期限 令和9年1月8日（金）午後5時まで
※郵送の場合は期限内必着です。
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案届出書（様式6）
 - イ 企画提案書（様式7）
- (4) 提出部数 正本1部、副本8部 ※提出後の差し替え等は認めません。

9. 企画提案書の作成

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成してください。

(1) 事業の実施内容

ア 設置計画

提案者は、太陽光発電設備の設置計画（設置要領、工法等）について、設備の仕様や設置のレイアウト等を作成し、太陽光発電設備の設置時に既存の設備等の維持管理や、河川管理者や道路管理者など、他の管理者の管理する施設に支障を生じないように法令を遵守し計画してください。

また、泥川の氾濫に対する対応策も記載して下さい。

イ 安全性への配慮

建築図面、構造計算書及び現地の状況等を確認のうえ、構造上の安全性が問題ないことを確認すること。施設の立地・構造、特性を踏まえた安全面での配慮に対し工夫した点について記載して下さい。

ウ 貸付料

本事業に係る年間貸付料の算定は、提案者の提案により決定する。ただし、最低額を年額で1㎡あたり100円（税抜）とします。単価を提示する場合には、その貸付料の算定根拠や考え方を提示願います。また、貸付面積の算定については、ソーラーアレイ等の発電設備の水平投影面積（真上から見た時の面積）及び配線等の設置面積とし、ソーラーアレイについて、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとします。

(2) 事業の実施体制

ア 事業実施体制

工事施工概要（工事フロー、スケジュール等）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者やその経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及びスケジュール等

イ 維持管理計画

運転期間における維持管理・メンテナンス等（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）の太陽光発電設備に係る全ての維持管理計画

ウ 事業者の経営状況（3年間）

貸借対照表、経常利益（もしくは営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

エ 資金計画

工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

(3) その他

ア 地球温暖化対策

本事業の実施により、運転期間中に想定される CO2 削減量について、その算出根拠・方法を明確にしたうえで記載してください。

イ 事業実施にあたり環境への配慮

事業実施にあたり、環境負荷の小さい部材の調達や、環境負荷の小さい工法を採用するなどの配慮した取り組みがあれば記載してください。

ウ 垂井町への協力・貢献等

垂井町への協力・貢献・地域経済への波及効果を記載

例：災害等非常時における当該施設や地域への貢献・環境教育への取り組み

エ 事業者のアピール等

事業実施にあたり、企業としてアピールすることがあれば記載してください。

例：総合的な企画力、技術力、独創性等

オ その他

垂井町の運営等にメリットのある取り組みの提案があれば記載してください。

10. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案届出書等を提出した者（以下「参加者」という）を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施し、提案の実現能力、取組姿勢及び提案内容について評価をする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は採点しません。

(1) 開催予定日 令和9年1月15日（金）

場所・時間及び日程の変更等は、参加者へ別途連絡

(2) 時間構成 発表時間：30分以内

（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行います。

イ プレゼン等の出席者は、3人以内（パソコン操作員含む）とします。

ウ プレゼンテーション資料は企画提案書のみとし、追加資料の提出は認めません。

エ プロジェクター、パソコン等の機器を利用する場合は、全て参加者が準備してください。スクリーンは町で用意します。

オ ヒアリングは非公開とします。

11. 企画提案審査・結果通知

(1) 審査

本プロポーザルは以下の「評価基準」により、委員の評価得点が最も高い者を候補者として選定します。なお、審査は「垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業者公募型プロポーザル審査委員会」にて行います。また、評価点合計が同点となった場合は、審査委員会委員長の評価得点が上位の者を候補者として選定します。参加者が1社の場合も審査を実施します。

(2) 配点

評価の配点の合計の最高値は200点です。

委員数に最高値の配点を乗じた合計点数の6割を基準の配点とし、基準の配点以上の参加者から、候補者を決定します。

(3) 結果通知

審査結果は、参加者へメール若しくは文書で通知し、候補者については町のホームページで公表する予定です。

1 2. 失格の要件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (5) この要綱に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

1 3. 協定・契約等の締結について

協定・契約等の締結は、選定された候補者と町との間で、提案書や仕様書等に記載された項目に基づいて協議を行い、その内容を定め締結しますが、プロポーザルの性質上、当該締結にあたり企画提案内容をもって締結するとは限りません。

候補者との協議が不調となった場合には、次点候補者と協議を行い、協議が整った場合に協定を締結することになります。

なお、協定・契約等の締結時まで、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は契約を締結しないこととし、この場合、垂井町は一切の損害賠償の責を負わないものとします。

1 4. 留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。なお、審査の過程で複製を作成することがあります。
- (4) 企画提案書の著作権は提案者に帰属しますが、候補者特定後、必要に応じて町のホームページで公表することがあります。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用、その他このプロポーザルの参加に要したすべての経費は、参加者の負担となります。
- (6) 審査結果等に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。
- (7) 複数の企画提案書の提出はできません。
- (8) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション及びヒアリングの前日の午後4時までに辞退書（様式10）を事務局（提出先）へ電子メールで送付後、速やかに電話により受領の確認をしてください。

(9) 現地見学を申し込む場合は、現地見学申込書(様式9)を事務局(提出先)へ電子メールで送付後、速やかに電話により確認願います。

なお、見学会は現地見学期間内で1申込者につき1回のみとし、1時間程度を予定しています。時間は調整し事務局から、申込者に連絡します。(参加への必須条件ではありません。)

(10) 企画提案等の提出書類や、今後の協定や仕様等について用いる言語は日本語、通貨は日本円、日時は日本標準時、単位は計量法によるものとします。

(11) 参加者等は、事業上知り得た秘密や個人情報等を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはなりません。

15. 事務局(提出先)

垂井町上下水道課下水道係

住 所: 〒503-2193

岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11

電 話: 0584-22-7518(直通)

FAX: 0584-22-5180

メール: jogesui@town.tarui.lg.jp

ホームページ: <https://www.town.tarui.lg.jp/>

この要綱は、垂井町浄化センター太陽光発電設備導入事業に係る事業者の選定及び契約の締結その他必要な手続が完了した日をもって廃止する。

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1. 事業者の概要	経営状況	・事業を問題なく円滑に遂行出来る経営能力はあるか	30
	実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	10
2. 実施内容	設置計画	・設備仕様	10
		・設置工法	20
	安全性への配慮	・構造上の安全性の確保	10
		・安全面の配慮に対する工夫	20
	貸付料	・貸付料の額の妥当性	30
3. 実施体制	施工能力	・施工体制	10
		・施工スケジュール	10
	維持管理計画	・メンテナンス計画及び連絡体制	10
	資金計画	・資金調達計画、事業収支見込等	10
4. その他		・地球温暖化対策 ・環境への配慮 ・垂井町への協力・貢献等 ・事業者アピール ・その他 評価されるべき視点	30